

日本内分泌攪乱物質学会 井口賞授与規定

<総則>

1. これまで内分泌攪乱物質研究を牽引してきた井口泰泉先生の功績をたたえ、我が国における内分泌攪乱物質研究の質的向上、および恒常的發展を推進するとともに、日本内分泌攪乱化学物質学会（以降本学会）のさらなる活性化のため、井口賞を設ける。
2. この授与規定は日本内分泌攪乱物質学会総則第4条(2)による。

<資格>

3. 次項を満たす者とする。

原則国内で内分泌攪乱物質に関する顕著な研究業績をあげた者。年齢は70歳未満とする。

<応募規定>

4. 推薦者は、以下の書類を用意し、応募期間内(6月1日～9月30日)に学会事務局に送付する。

- (1) 必要事項が記入された本学会で準備した所定の推薦状。
- (2) 2名以上の本学会会員からの推薦状
- (3) 代表的な研究業績（書籍，総説，原著論文等。A4用紙4枚以内）
- (4) 内分泌攪乱物質研究に関する代表的原著論文10編以内とその解説（1論文200字以内）

<審査委員>

5. 本学会理事で、理事会で指名された委員長，および委員長が指名した若干名（5名以内）により審査委員会を構成する。

<受賞者の決定>

6. 審査委員は研究業績（論文の質，社会へのインパクト，政策・規制策定への貢献）を点数化して採点し，審査委員会で受賞者を決定し，理事会に推薦する。なおCOIに抵触（過去5年以内の論文共著者，同一の研究室に所属する者，過去2年以内に共同研究の実績がある者）する者は委員になれない。その場合は委員長が新たな委員を指名する。
7. 受賞者数は1名/年以内とする。
8. 本賞授受者は研究発表会に出席し、受賞公演を行うとともに，学会会長から表彰状と副賞を授与される。
9. 副賞として5万円を贈呈する。
10. 井口賞にかかる費用(受賞講演時の旅費等含む)は、本学会の予算から拠出する。

<細則の改訂>

11. 本賞の規定は理事会の承認を経て改定出来る。

<補則>

12. この助成制度の規定（細則）は2024年12月16日から施行する。